

## 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の導入及び 配分金（派遣事業の賃金を除く）にかかる消費税の扱いについて

会員の皆さんの配分金（派遣事業の賃金は除く）には消費税が含まれており、本来であれば、税務署に申告・納税する必要があります。ただし、消費税を含む売り上げが年間1,000万円に満たない事業者については、「免税事業者」として認められており、ほとんどの会員さんがこの免税事業者に当てはまることから、申告・納税が免除されております。

**配分金11,000円の場合** ※ご理解いただきやすいよう事務費等は記載していません。

【現在】



しかしながら、2023（令和5）年10月から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、消費税に関する取扱いが次のように変わり、センターに多額の納税負担が生じることとなります。

【インボイス制度導入後】



現在、全国シルバー人材センター事業協会や各都道府県連合から、国や各自治体などに向けて、シルバー人材センターについて「インボイス制度」の対象外としてもらえるよう働きかけを行っておりますが、結論は出ておりません。また、センターが対象外とされなかった場合に、納税にかかる財源をどのように確保するのかについても、現在検討しているところです。会員の皆さんにとって、大変重要な事項となりますので、今後の動向については適宜、当センターホームページや機関誌などで情報提供をさせていただきます。